

草加市が発注する建設工事の施工時期平準化について

令和7年3月作成
草加市総務部契約課

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものです。

草加市では、早期発注、ゼロ債務負担行為等の活用など、平準化に向けた取り組みを実施しています。引き続き、施工時期の平準化に向けた取り組みを進めてまいります。

平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標で、以下の計算式により算出します。

$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月の月当たりの平均稼働件数}}{\text{年度全体の月当たりの平均稼働件数}}$$

	R元 平準化率	R2 平準化率	R3 平準化率	R4 平準化率	R5 平準化率
草加市	0.52	0.52 ↑	0.58 ↑	0.65 ↑	0.66 ↑
埼玉県 市町村	0.48	0.53	0.56	0.56	0.56

※国土交通省「品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標調査・関東ブロック独自指標」を基に作成